

臨時休業期間中における登校日の設定等に係る Q&A

<目次>

【児童生徒等の状況】

- Q1 実施に際して、保護者等と連携しながら児童生徒等の心身の健康状態を把握するとはどういうことか。
- Q2 児童生徒等の心身の健康状態を把握する際のチェックポイントは何ですか？
- Q3 4月13日に布製マスクの配付に係る通知（教保第1124号）をうけたが、幼児児童生徒へのマスクの配付はどのように行えばよいか。
- Q4 児童生徒等が登校して来た際に、虐待の疑いがある場合、その際のチェックポイントは何か。
- Q5 登校してきた児童生徒等から新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめに関する相談があった場合はどうすればよいか。
- Q6 これまでも子ども家庭センター等と連携していたり、経済的に厳しい家庭など、心配な児童生徒等がいる。そういった児童生徒等の自宅へ教員が家庭訪問に行ったり、児童生徒等を個別に学校へ呼んでその状況を把握するのは構わないか。
- Q7 児童生徒等のケアの観点から、分散登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がいいことがあれば教えてください。
- Q8 日本語指導の必要な生徒に対して、言葉の壁があり必要な情報を正確に伝えることが困難である。翻訳資料や相談窓口があれば教えてほしい。

【学校の環境】

- Q9 分散登校をさせるにあたり、環境整備等の留意点はあるか。
- Q10 1教室あたりに参集する人数の上限をなぜ15人程度としたのか。
- Q11 アルコール消毒液が不足しているが、衛生管理等のように対応すればよいか。
- Q12 在籍者数が100名未満の学校であっても分散登校させる必要があるのか。
- Q13 通知には「週1回から2回程度の登校日を設定する」とあるが、オンラインでの学習保障ができていない学校にあっても登校日を設定しなければならないのか。
- Q14 「5月18日以降の週は段階的に回数を増やしていく」とあるが、登校日を週に3回設定しても構わないのか。
- Q15 登校日は出席日数として取り扱うのか。
- Q16 登校日に入学式や始業式を実施してよいのか。
- Q17 教育活動等再開後に入学式を実施しなければならないのか。
- Q18 入学式が行われていないので「入学許可宣言」ができていない。この場合でも入学は認められるのか。

- Q19 入学式を実施していないが、在学証明書等の発行は行うことができるのか。
- Q20 入学者選抜の口頭開示については新たに期間が設けられるとのことだが、いつごろ設定されるのか。
- Q21 口頭開示について、新たに設定される期間は新入生（合格者）のみを対象としてよいか。
- Q22 登校日に授業を実施することは可能か。できないのであれば、学習課題のポイントを解説することや生徒の質問に対応することなどは可能か。
- Q23 登校日に実施できることとしてどんなことが考えられるか。
- Q24 ガイドラインには「個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長してもよい。」とあるが具体的にはどのようなことが考えられるのか。
- Q25 通知に「インターネット環境を活用した学習支援ができるよう準備を進めておくこと」と記載があるが、この期間においてどのようなことを実施すればよいか。
- Q26 登校日に物品販売等を実施してよいか。
- Q27 物品販売等について、各販売店で対応してもらおう予定だが問題ないか。
- Q28 在校時間が2時間程度であれば部活動も可能か。
- Q29 緊急事態宣言が延長され、公共交通機関を利用する生徒が多い学校において、分散登校であっても、登下校中の感染リスクが懸念される。配慮すべきことは何か。
- Q30 日本学生支援機構奨学金について、今年度のスケジュールが昨年と比べて早くなっている。スケジュールの変更等はあるのか。また、1回めのインターネットによる締め切りが5月末である。どうしたらよいか。
- Q31 日本学生支援機構奨学金について、例年、年度初めに学校担当者向け説明会があるが、実施されるのか。
- Q32 大阪府育英会奨学金について、在学募集はどうなるのか。

【児童生徒の学習】

- Q33 授業を動画で配信したいが、留意点は何か。
- Q34 授業を動画配信サイトに上げて、児童生徒に配信してもよいか。
- Q35 休業期間中の家庭学習として、主たる教材である教科書に基づいたプリント等による学習を生徒に課しているが、その他にどのような課題が考えられるか。
- Q36 児童生徒への課題を学校のホームページに掲載してもよいか。
- Q37 購入又は給与済の教科書等の一部のコピーを課題として郵送したり、教科書等を学校ホームページに転載してもよいか。
- Q38 授業ができない状態が続いたとき、学習指導の方法について府としての考え方を知りたい。
- Q39 授業再開後の授業日数等に関して、府としての原則的な考え方を示してもらえないか。

- Q40 児童生徒や保護者が使用している個人の電子メールアドレスを収集する必要がある場合、どのような方法があるか？
- Q41 臨時休業中の児童生徒の学習相談等のやり取りを行いたいが、児童生徒や教員の私的なアドレスを使用せずにやり取りできる方法はあるのか。
- Q42 臨時休業中の児童生徒とのやりとりに Zoom を使用しようと考えているが、以前に脆弱性がニュースになったことを懸念する教員もいる。現状、使用することに問題はないのか。

【健康管理】

- Q43 この期間に児童生徒等の定期健康診断を実施してもよいのか。
- Q44 学校が設定した分散登校日において、活動中や登下校の際に児童生徒等が負傷した場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となるか。
- Q45 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「加入者数報告」について、例年、5月上旬に報告することとなっているが、今年度のスケジュール変更等はあるか。
- Q46 児童生徒等の結核検診（胸部エックス線検査）又は心臓検診が終了した学校において、病院要至急受診や再検査の指示があった場合、臨時休業期間中に受診するよう指示してもよいか。
- Q47 児童生徒等健康診断のうち、結核検診（胸部エックス線検査）及び心臓検診について、今後のスケジュールはどうか。
- Q48 児童生徒等健康診断のうち、尿検査について、今後のスケジュールはどうか。
- Q49 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施体制が整わず、健康診断が実施できない場合は、学校保健安全法施行規則に定められている6月30日を超えて実施しても問題ないか。
- Q50 新型コロナウイルス感染症の影響により、応援医師が不要になる、あるいは必要（増員を含む）になった場合、どのような対応が必要か。
- Q51 登校後、児童生徒等が体調不良（発熱や風邪症状）を訴えた場合、どうすればよいか。また、公共交通機関を利用して帰宅させてもよいか。
- Q52 発熱や風邪症状のある児童生徒等が複数名いる場合は、帰宅させるまでの待機場所等、個々に対応すべきか。
- Q53 ウォータークーラーは使用してよいか。
- Q54 新型コロナウイルス感染症の状況に伴い、養護教諭のみに対して支給される衛生管理用品等はあるか。
- Q55 新学期に予定していた避難訓練の実施について、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けることが困難な場合は、実施しなくてもよいか。

【教職員の服務等】

- Q56 分散登校させる際に、教職員が気を付けることはありますか。
- Q57 教職員のマスクの準備はどうするのか。
- Q58 教職員自身の感染防止（満員電車を避ける等）のため、テレワーク（在宅勤務）を実施しているが、いつまでの予定か。
- Q59 現在、感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いは、5月7日から10日まで認められているが、11日以降はどうなるのか。
- Q60 令和2年4月30日付け教職企第1047-3号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）」に記載の「発熱等の風邪症状」はどのように考えれば良いか？
- Q61 令和2年4月30日付け教職企第1047-3号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）」に記載の7について、保育園や幼稚園からの新型コロナウイルス感染症に対応するための自粛要請を受けて、利用を自粛して子の世話をを行う場合、職免は認められるか。
- Q62 この期間に児童生徒等や教職員に感染者や濃厚接触者が確認された場合、どうすればよいのか。
- Q63 教職員の定期健康診断は予定通り実施するのか。また、実施する場合はどのようなことに留意すればよいのか。
- Q64 教職員の巡回健診が終了している学校において、未受診者や要精密検査者は指定健診機関を受診することとなっているが、受診可能か。
- Q65 講師等の任用に必要な雇入時健康診断や採用時健診は、受診可能か。
- Q66 特別非常勤講師（支援学校は除く）を休業期間中に勤務させることは可能か。
- Q67 特別非常勤講師（支援学校は除く）について、休業期間中に予定していた授業を長期休業期間中（夏休み、冬休み）に振り替えて実施してもよいのか。
- Q68 現在予定されている教員研修について、開催の可否や参加についてはどうなるのか。

【その他】

- Q69 児童生徒等への送付物が増えているが、役務費の追加はあるか。
- Q70 学校納付金の納付期限について延長するのか。
- Q71 諸費納入がままならない状況がある。分割納入などは可能か。また家庭への経済政策を国へ要望できないか。
- Q72 奨学のための給付金のスケジュールはどうなるのか。
- Q73 就学支援金のスケジュールはどうなるのか。
- Q74 企業開拓のために、教員による企業訪問を行ってもよいのか。
- Q75 他府県の高校から1学年への転学の相談があった。当該生徒は新生徒であり在籍校

での学習状況を示す資料が提出されないため、この期間中に学校で学力把握を行ってもよいか。

Q76 PTA 総会を開催してよいか。

Q77 PTA 会計の予算及び決算については、PTA 総会において承認を得ることとしているが、総会を開催せずに予算及び決算の承認を得ることは可能か。

Q78 PTA 実行委員会を実施してよいか。

Q79 学校運営協議会を今年度中に3回しなければならないのか。

Q80 この3月に卒業し、学校幹旋で就職した生徒から内定取消しや雇用開始日が延期されたとの連絡が学校にあった。生徒は卒業しているが教育庁への報告は必要か。

Q81 教育実習等の実施にあたり、学生や大学等からも問合せがあるが、どのように対応すべきか。

Q82 今年度の評価・育成システムはどうなるのか。

【府立支援学校にかかるQA】

Q1 入学式は中止できるのか。

Q2 5月11日～5月31日の臨時休業期間中の登校日（以下、「登校日」という。）の設定の考え方は？

Q3 知的支援学校・肢体不自由校ではなぜ登校日を設定できないのか？

Q4 登校日における活動については、どのようなものが考えられるか。

Q5 給食は実施できるのか。

Q6 通学バスは運行できるのか。

Q7 登校日実施にあたり、保護者に対して依頼すべきことは何か。

Q8 登校日設定であれば通学バスは運行している。座席に余裕がある場合、居場所づくりのための児童生徒等を乗せてもよいか。

Q9 医療的ケアが必要な児童生徒等の登校や来校はどのように判断するのか。

Q10 教職員のマスク着用は必須なのか。そもそもマスクが不足している。また、聴覚支援学校では教員の口元の動きを児童生徒等に見せることが必要。

Q11 寄宿舍は開舎できるか。

Q12 夏季休業開始前（7月20日まで）に予定している教育活動については、実施してもよいか。

Q13 聴覚支援学校における通級指導は実施してよいか。

Q14 児童生徒等のケアの観点から、登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がよいことはあるか。

Q15 医療的ケアのある児童生徒等について、登校再開に向け、取り組んでおいた方がよいことはあるか。

Q16 臨時休業期間中に家庭訪問を実施してよいか。

- Q17 新小1、新中1、新高1の最初の登校日は、保護者が付き添ってよいか。
- Q18 臨時休業期間中、新入生保護者等へ説明会の機会を設けてよいか。
- Q19 訪問籍の児童生徒の登校日の考え方は？家庭訪問は可能なのか？
- Q20 病院から「分教室の教職員は当面の間出勤させないで欲しい」との申し入れがあったが、どうすればよいか？
- Q21 家庭訪問や個人面談等において、児童生徒のマスク着用が難しい場合はどうすればよいか？
- Q22 気温の変化に伴い、冷房（暖房）が必要になった場合、換気をどのようにすればよいか。
- Q23 臨時休業期間中、個人面談は何回実施すればよいか。
また、来校手段はどのように考えればよいか。
- Q24 個人面談はどのような内容としたらよいか。
- Q25 個人面談については、保護者のみの実施としてもよいか。
- Q26 自主通学をしている生徒について、個人面談で来校を求める際には保護者の付添は必須か。また、生徒のみで個人面談可能な場合、通学バスの運行は可能か。
- Q27 なぜ府立支援学校の登校日は、府立高校とは違い、5月18日～5月31日の間なのか？
- Q28 登校日を設定する支援学校の居場所はどのようにすればよいか。
- Q29 今後、消毒する機会が増え、消毒液が不足すると思うが、何か手立てはあるか。

【児童生徒等の状況】

Q1 実施に際して、保護者等と連携しながら児童生徒等の心身の健康状態を把握するとはどういうことか。

A： 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、登校前に自宅にて、発熱や風邪症状等が無い健康観察を実施させる必要があります。

保護者等に対して、自宅にて健康観察をしていただくよう、協力をお願いをしてください。また、児童生徒等の健康状態を把握し、発熱や風邪の症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させるよう、あわせて、お願いしてください。

→（参考）「保護者あて文書」を参照。

学校は、児童生徒等の健康状態を把握し、体調が悪いときは無理して登校しないよう指導するとともに、登校した児童生徒等についても、必要に応じて、当日の学校における活動に参加させず、帰宅するよう指導してください。

→ 体調不良者への対応については、【資料2】「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参照。

「けんこうかんさつカード」等を利用する場合は、児童生徒等のプライバシーが守られるように配慮を行うことも大切です。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q2 児童生徒等の心身の健康状態を把握する際のチェックポイントは何ですか？

A（身体）

- ・発熱がないか
- ・せき、のどの痛み、鼻水、鼻づまり等の風邪症状がないか
（花粉症などのアレルギーを起因とする鼻水や鼻詰まりを除く）

・「息苦しさ」や「体がだるい」がないか

→ 健康状態の把握するためのツールとして、必要に応じて【資料4】「けんこうかんさつカード」等を活用してください。

（心）

- ・落ち着きのなさはなにか
- ・過度な警戒心を持っていないか
- ・教職員に接触を求めてくることはないか（極端なあまえ行為）
- ・乱暴、攻撃的な言葉遣いをしていないか
- ・帰宅するのを嫌がることはないか

(その他)

- ・家庭内の様子（家族の体調）
- ・友人関係（ネット上の仲間外れや誹謗中傷）
- ・学習の遅れ
- ・進学、就職など進路上の悩み

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）
高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q3 4月13日に布製マスクの配付に係る通知（教保第1124号）をうけたが、幼児児童生徒へのマスクの配付はどのように行えばよいか。

A： 幼児児童生徒が登校した際に、一人ひとりに行き渡る形で配付願います。
なお、各学校への配送状況や過不足への対応については、令和2年4月28日付け教保第1124-4号を参照してください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q4 児童生徒等が登校して来た際に、虐待の疑いがある場合、その際のチェックポイントは何か。

A： 落ち着きがない、過度な警戒心をもつ、不自然な外傷がある、帰宅するのを嫌がるなどに当てはまる場合などは、虐待被害のサインだと言われています。必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用してください。詳細については、「子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年12月）を参照してください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q5 登校してきた児童生徒等から新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめに関する相談があった場合はどうすればよいか。

A： 悪ふざけも含めた偏見や差別・いじめ行為は人権侵害であり、断じて許されるもの

ではありません。速やかに校内のいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応してください。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について、相談できるよう改めて、次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知徹底するようにしてください。

●『LINE 相談』大阪府教育センター

毎週月曜日 17:00～21:00 (受付は 20:30 まで)

●『すこやか教育相談 24』

電話：0120-0-78310(無料) 24 時間対応の電話相談窓口です。

●『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「すこやかホットライン」(子どもからの相談)

電話：06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

「さわやかホットライン」(保護者からの相談)

電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談：月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談：24 時間窓口設置 (但し回答は後日)

FAX 相談(06-6607-9826)：24 時間窓口設置 (但し回答は後日)

面接相談：学校を通しての予約が必要です。(祝日・年末年始は休みです)

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)

支援教育課 生徒支援グループ (内線 4732)

Q6 これまでも子ども家庭センター等と連携していたり、経済的に厳しい家庭など、心配な児童生徒等がいる。そういった児童生徒等の自宅へ教員が家庭訪問に行ったり、児童生徒等を個別に学校へ呼んでその状況を把握するのは構わないか。

A： 児童生徒等の心身の健康・安全に関わる場合など、緊急性が高い場合は、個別に学校へ登校させるなどの対応は可能です。また、家庭訪問についても同様に、緊急性の高い場合には、可能であるが、保護者に必要性を伝え、了解を得たうえで、マスクを着用するなど、感染予防に努めてください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)

支援教育課 生徒支援グループ (内線 4732)

Q7 児童生徒等のケアの観点から、分散登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がいいことがあれば教えてください。

A: 分散登校再開後、ストレスや不安から体調不良や腹痛・頭痛などの症状が現れたり、家計急変により登校することが困難であったりといったことも想定されます。そのため、今のうちからそういった生徒が出てきた場合の対応方法を校内で確認しておく、配慮が必要な生徒のリストアップをしておくことが考えられます。詳細については4月8日送付時に添付の別紙1及び別紙6を参照してください。(→支援学校については、【府立支援学校にかかるQA】のQ14参照)

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q8 日本語指導の必要な生徒に対して、言葉の壁があり必要な情報を正確に伝えることが困難である。翻訳資料や相談窓口があれば教えてほしい。

A: 日本教育学校支援事業を委託している「ピアにほんご」のホームページに修学支援金等の様々な資料が掲出されています。また、次の相談窓口では多言語対応しています。また、最新の情報を次のサイトで確認することができますので、必要に応じて紹介してください。

○ピアにほんご

<http://pianihongo.org/>

○NPO 法人 AMDA 国際医療情報センターによる多言語電話相談窓口

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

○国内の新型コロナウイルス感染症に関する報道 NHK WORLD (19 言語対応)

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/information/202004020600/?cid=wohk-flyer-org_site_pr_info_qr_multiple_lang-202004-001

○新型コロナウイルス対応 指さし会話 (17 言語対応)

<https://www.yubisashi.com/covid19/>

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)

【学校の環境】

Q9 分散登校をさせるにあたり、環境整備等の留意点はあるか。

A: 感染症対策の3つのポイントの内、「感染源を断つ」「感染経路を断つ」ことに留意した取組みが重要となります。

そのため、環境整備として以下の取組みを実施してください。

- 1教室あたりの人数を15人程度までとし、児童生徒等の間隔をあけた配席とする。
- 手洗い場に石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。
 - ※ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、石けん等の使用を強要せず「流水でしっかり洗う」などで良いといった配慮を行うこと。
 - ※ 手洗い場の水道水について、長期間使用量が少ない状態にあると、使い始めの水の遊離残留塩素が飛んでいることがあるため、留意すること。
長期間使用していない手洗い場については、一定の水量を放出してから使用するようにする。なお、学校薬剤師に相談するなど、必要に応じて連携し対応すること。
- 適切な環境保持のため、教室等の換気を行う。
 - 常に窓の開放を行うことが困難な場合は、教室のドアや窓を少なくとも1時間に1回（5分程度）開放する。換気設備を設置している場合は適切に使用する。
 - 2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）を開けて換気を行うことが望ましい
- 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、スイッチ、手すりなど）を、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。
 - 【資料5】「校舎等の消毒について」を参照

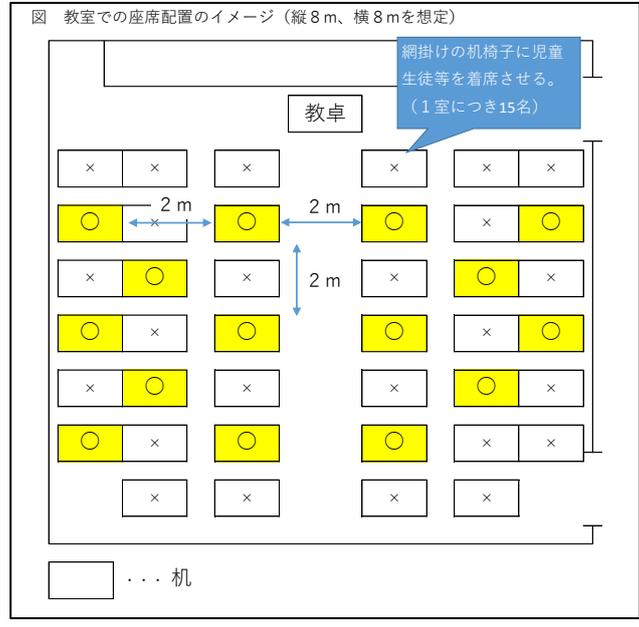
担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）
高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q10 1教室あたりに参集する人数の上限が、なぜ15人程度までとされているのか。

A: 5月1日付け文部科学省の通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」では、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保する（おおむね1～2m）ことが望ましいとしています。

また、大阪府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員からは、飛沫感染を防ぐという観点に立ち、教壇から児童生徒等までの距離をとるために、各教室等の1列目には児童生徒等を座らせないよう助言を受けています。

これらのことから、下図を参考に、1教室あたりに参集する人数を15人程度までとし、児童生徒等間のスペースを十分確保してください。



担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q11 アルコール消毒液が不足しているが、衛生管理等のように対応すればよいか。

A: 手指の衛生管理については、流水と石けんで手洗いを行うことを基本としご対応ください。流水での手洗いが困難な場合等にアルコール手指消毒液を用いるなど、手洗いの代用とした活用をお願いいたします。

手洗いの頻度としては、外から教室に入る時や、トイレの後、活動の前後など、こまめに手を洗うよう指導することが重要です。（併せて、帰宅時や食事の前後にも手を洗うようご指導願います。）

また、手を拭くタオルやハンカチなどは個人持ちとし、貸し借りして共用しないよう指導してください。

校舎等の衛生管理については、消毒液として次亜塩素酸ナトリウムを積極的にご活用ください。(→【資料5】「校舎等の消毒について」を参照)

担当：保健体育課 保健・給食グループ (内線 3506)

Q12 在籍者数が100名未満の学校であっても分散登校させる必要があるのか。

A： 分散の区分については、例えば、定時制の課程において1・2年生と3・4年生で分けるなど柔軟に設定しても構いませんが、この度の措置の趣旨を踏まえ、分散登校としてください。

担当：高等学校課 学事グループ (内線 3420)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q13 通知には「週1回から2回程度の登校日を設定する」とあるが、オンラインでの学習保障ができていない学校にあっても登校日を設定しなければならないのか。

A： 新型コロナウイルス感染症にともなう臨時休業が長期に及ぶことから、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握するために、週1回は登校日を設定してください。

担当：高等学校課 学事グループ (内線 3420)

Q14 「5月18日以降の週は段階的に回数を増やしていく」とあるが、登校日を週に3回設定しても構わないのか。

A： 例えば、特定の学年に対して、5月18日からの週を2回、5月25日からの週を3回というように、段階的に登校日の回数を増やしていくことは可能です。ただし、実施にあたってはガイドライン等の内容を遵守してください。

担当：高等学校課 学事グループ (内線 3420)

Q15 登校日は出席日数として取り扱うのか。

A： 学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の措置を行った場合、その期間は「授業日数」には含みません。登校日は臨時休業期間中の対応であるため、「出席しなければならない日数」としては取り扱いません。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q16 登校日に入学式や始業式を実施してよいのか。

A： 国の緊急事態宣言が発令されている状況下では入学式や始業式を実施することはできません。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q17 教育活動等再開後に入学式を実施しなければならないのか。

A： 入学式は必ずしも実施する必要はありません。
実施する場合は開催の方法について工夫する等、配慮をお願いいたします。
（→支援学校については、【府立支援学校にかかる QA】の Q1 参照）

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q18 入学式が行われていないので「入学許可宣言」ができていない。この場合でも入学は認められるのか。

A： 入学の許可は、校長が入学者選抜において合格者を決定したことを以て行われます。入学式の「入学許可宣言」が行われなくても、入学が認められないということはありません。

【参考】学校教育法施行規則 第九十条

高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q19 入学式を実施していないが、在学証明書等の発行は行うことができるのか。

A： 可能です。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q20 入学者選抜の口頭開示については新たに期間が設けられるとのことだが、いつごろ設定されるのか。

A： 新たな口頭開示の期間は学校再開後に設定する予定です。実施期間が決まりましたら、改めて通知します。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q21 口頭開示について、新たに設定される期間は新入生（合格者）のみを対象としてよいか。

A： 新たに設定する口頭開示の期間についても、合格者か不合格者かにかかわらず全ての受験者が対象となります。

新たな口頭開示の期間が決まりましたら、各校のホームページを利用するなど周知をお願いします。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3419）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q22 登校日に授業を実施することは可能か。できないのであれば、学習課題のポイントを解説することや生徒の質問に対応することなどは可能か。

A： 臨時休業期間中により、授業はできません。今回の登校日は、学校再開後の教育活動等の円滑な実施を目的に設定されているものです。そのため、課題のポイントを解

説することや、希望者に対して質問に応じる時間を設定することは可能です。

また家庭学習に係る課題については、以下のリンクも参考にして、引き続き学習保障に努めてください。

【家庭学習課題の参考】

- 臨時休業期間中の学習支援ページ（府教育センター）
<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>
- 臨時休業期間における高校生に向けた家庭学習教材等について（高等学校課）
http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/koukou_kateigakusyuu/index.html
- 小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育庁 小中学校課）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>
- 子供の学び応援サイト（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
- NHK E テレ等のテレビやラジオ放送を活用した学習
- 設定したテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q23 登校日に実施できることとしてどんなことが考えられるか。

A： 「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けたうえで、2時間以内で終了することができるのであれば、以下に例示することなどを実施していただいで構いません。

例：休業期間中の課題等の確認

日本学生支援機構の予約申請の手続き

入学時における提出書類の確認

インターネット上の学習コンテンツを活用した学習方法の提示

ただし、多くの人が集まる状況に不安を持っている児童生徒や保護者も少なくないことから、1教室あたりの人数は15人程度とし、学年全員が一堂に集まるような場は設定しないでください。例えばオリエンテーション等を行う場合は教室に分散して配席し、放送で行うなど工夫してください。

また、音楽等飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、人と人とが接触するような活動等は行わないでください。

なお、児童生徒等が「学校に行かなければならない」というメッセージと受け取らないよう、学力測定や進路指導に活用するためのテスト等は実施を見送ってください。また、保護者が参加しなければならない説明会や懇談会などの実施は不可としま

す。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
高等学校課 教務グループ（内線 3431）
高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q24 ガイドラインには「個別対応が必要な場合は、1時間以内で延長してもよい。」とあるが具体的にはどのようなことが考えられるのか。

A： 個別対応には以下のようなことが考えられます。

- ・いじめや虐待が疑われる場合や、児童生徒等の悩みや不安について相談に乗る必要があると判断される場合
- ・ICT環境が十分でない生徒に対して授業動画の視聴等による学習支援を行う場合
- ・日本学生支援機構奨学金申請等について説明や手続きを行う場合

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q25 通知に「インターネット環境を活用した学習支援ができるよう準備を進めておくこと」と記載があるが、この期間においてどのようなことを実施すればよいのか。

A： 各学校において感染者が出た場合など、登校日の設定ができなくなることもあることから、緊急時の連絡体制の整備や授業内容（動画を含む）や教材、課題などを家庭で活用できる仕組みを整えておくことが必要です。具体的に行っていただきたい取組みは以下のとおりです。

- 1 ホームページ、電話以外でのメール等による生徒等への緊急連絡体制を整備する
 - ・有料、無料を問わずメール等による緊急連絡システムを決定
 - ・生徒等のメールアドレスの収集
 - ・任意の登録の場合も、できる限り、登録を促すこと
 - ・メールのテスト配信
 - ・メールアドレス等を持たない生徒等、メール等で連絡できない生徒等の把握

- ・上記の生徒等に対する連絡方法の確認

2 家庭での ICT 環境を確認する（動画視聴やファイルのダウンロードの可否）

- ・端末の所持（スマートフォン、タブレット、PC）
- ・通信環境の確認（Wifi 環境、通信量制限）
- ・印刷環境の有無

なお、生徒の端末所持の状況や、家庭におけるインターネット環境の把握について、調査を実施する予定です。調査票の様式については5月12日までに送付します。

3 ICT を活用した家庭学習支援体制の構築

- ・ホームページやメール等での課題配信や動画を活用した学習支援等のための校内体制及びルール作り
- ・家庭学習の手引きの作成
- ・教員のスキル取得

なお、上記の ICT 環境が十分でない生徒への学習支援の例として、以下の取組みを参考にしてください。

- 例：・授業動画の DVD による配付
- ・課題等を保存した端末の貸出
 - ・登校日に、個別の相談時間を設け、授業動画の視聴等の支援をする

※今後におけるオンライン授業等の取扱いに係っては今月中を目途にガイドライン等を通知する予定です。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
高等学校課 教務グループ（内線 3431）
高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）
教育総務企画課 スマートスクール推進グループ（内線 3405）

Q26 登校日に物品販売等を実施してよいか。

A： 在校時間の 2 時間を超えない範囲で可能です。その際は、家庭学習を進める上で、教科書等の販売を優先し、販売場所で「3つの密（密閉・密集・密接）」の状態が起こらないよう十分に留意し、販売してください。

なお、引き続き、家庭学習ができるよう独自教材をHPに公開したり、Q22の【家庭学習課題の参考】を活用する等の工夫をし、学習の機会の保障に努めてください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q27 物品販売等について、各販売店で対応してもらおう予定だが問題ないか。

A： 緊急事態宣言が発令された状況であるため、学校から一律の指示を出し購入させることは控えてください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q28 在校時間が2時間程度であれば部活動も可能か。

A： 部活動については、引き続き自粛願います。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q29 緊急事態宣言が延長され、公共交通機関を利用する生徒が多い学校において、分散登校であっても、登下校中の感染リスクが懸念される。配慮すべきことは何か。

A： 登校時から必ずマスクを着用させてください。また、乗車中には、会話を控えるように指導ください。

学校としては、混雑時を避けることができるように登下校時間を設定してください。さらに、一日に複数回の登校時間を設定する際は、それぞれの登校時間と下校時間とが重ならないよう時間差を設けてください。

加えて、臨時的な自転車通学を許可するなどについても柔軟に対応してください。その際は保護者の承諾のうえで、自転車保険の説明、加入の確認を行い、登下校中の安全に十分注意するように指導してください。

なお、保護者の責任により自家用車による送迎については、乗降場所、生徒の登下校時間等に配慮し、事故などに注するよう、協力を求めてください。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
 支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）
 保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q30 日本学生支援機構奨学金について、今年度のスケジュールが昨年と比べて早くなっている。スケジュールの変更等はあるのか。また、1回めのインターネットによる締め切りが5月末である。どうしたらよいか。

A： 下記のとおり、3回めの提出が追加されています。ただし、選考結果通知は、さらに1カ月長く設定されています。府教育庁から、日本学生支援機構に、つなぎ融資を利用する生徒が不利益とならないよう、進学先に入学金等の納入を待っていただけるよう働きかけをお願いしている所ですが、可能な限り1回めもしくは2回めで手続きができるよう学校内でのスケジュールの検討をお願いします。生徒向けの説明会等を実施する場合は、感染予防に十分努めてください。

<変更後のスケジュール>

スケジュール	1回め	2回め	3回め
申込・推薦書類の各学校への送付	4月中旬		
インターネットによる申込み	4月24日（金） ～ 5月31日（日）	6月1日（月） ～ 6月30日（火）	7月1日（水） ～ 7月31日（金）
申込書類の機構提出期限	6月19日（金）	7月20日（月）	
インターネットによる推薦	5月22日（金）～7月20日（月）		7月2日（木）～ 8月7日（金）
選考結果通知	10月下旬	11月下旬	12月下旬

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
 支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q31 日本学生支援機構奨学金について、例年、年度初めに学校担当者向け説明会があるが、実施されるのか。

A： 学校担当者向け説明会は、中止としました。詳細は追って連絡します。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）

支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q32 大阪府育英会奨学金について、在学募集はどうなるのか。

A： 在学募集のスケジュールは次のとおりです。

＜在学奨学生募集のスケジュール＞

- | | |
|-------------|-----------|
| ○募集に係る書類の送付 | 6月 1日（月） |
| ○育英会への提出期限 | 6月 30日（火） |
| ○貸付日 | 8月 25日（火） |

上記内容は、ホームページにも掲載されますのでご確認ください。

＜公益財団法人大阪府育英会ホームページ＞

<https://www.fu-ikuei.or.jp/>

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

【児童生徒の学習】

Q33 授業を動画で配信したいが、留意点は何か。

A： 動画を作成する際は、個人情報に留意するとともに、教科書等の著作権に配慮してください。

また、著作権については、令和2年4月30日付け教高第1377号で通知したとおり、平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」が施行されたことに伴い、履修生徒に限定して、予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの指導において、講義映像や資料をインターネットで送信することなどが本年度より原則許諾不要（本年度は無償）で可能となりました。

ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、制度の対象になりませんので、留意ください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q34 授業を動画配信サイトに上げて、児童生徒に配信してもよいか。

A： Q33 と同様に、個人情報に留意するとともに、著作権に配慮した上での配信は可能です。

【参考】

- YouTube に上げる手順については、4月8日送付時に添付の別紙3を参照すること。
- 臨時休業中の学習支援のページには、「(教員向け) 動画作成のページ」もありますのでご活用ください。
<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html> (大阪府教育センター)

担当：高等学校課 教務グループ (内線 3431)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q35 休業期間中の家庭学習として、主たる教材である教科書に基づいたプリント等による学習を生徒に課しているが、その他にどのような課題が考えられるか。

A： 以下の例を参考にしてください。

【家庭学習課題の参考】

- 臨時休業期間における高校生に向けた家庭学習教材等について (高等学校課)
http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/koukou_kateigakusyuu/index.html
- 臨時休業中の学習支援のページ (大阪府教育センター)
<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>
- 小中学生に向けた家庭学習教材等について (大阪府教育庁 小中学校課)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>
- 子供の学び応援サイト (文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
- NHK E テレ等のテレビやラジオ放送を活用した学習
- 設定したテーマについてインターネットを活用して調べまとめる学習

担当：高等学校課 教務グループ (内線 3431)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

Q36 児童生徒への課題を学校のホームページに掲載してもよいか。

A： 不特定多数の者が掲載内容を閲覧できる状態となるため、課題に含まれる内容等の著作権には必ず配慮したうえで掲載してください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q37 購入又は給与済の教科書等の一部のコピーを課題として郵送したり、学校ホームページに掲載してもよいか。

A： 当該の学校の児童生徒が購入済等の教科書等の一部を、家庭学習の課題として郵送することは可能です。

一方で、著作権の問題があるため、教科書等を不特定多数が閲覧できる状態で学校ホームページへ転載することはできません。学校ホームページへ転載する場合には、Q33 に記載の制度を利用して、履修生徒のみが閲覧できるようにする工夫が必要です。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q38 授業ができない状態が続いたとき、学習指導の方法について府としての考え方を知りたい。

A： 令和2年4月10日付け2文科初第87号において「指導計画を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すことが求められる」、「教科書と併用できる教材、動画等を活用した学習を組み合わせることで重要である」とされています。

これを踏まえて、各校の実態に応じた家庭学習ができるように、登校時の配付、学校HP、メール、郵送等様々な方法を用いて適切に課題を与え、登校時や電話、メールで質問を受け付けるなど、学習保障に努めてください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q39 授業再開後の授業日数等に関して、府としての原則的な考え方を示してもらえないか。

A： 一般の状況等を見極めたうえで府としての方針を決定し、改めて通知いたします。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q40 児童生徒や保護者が使用している個人の電子メールアドレスを収集する必要がある場合、どのような方法があるか？

A： 保護者の承諾を得たうえで、学校情報ネットワークアンケート機能を活用すれば、以下の手順で収集することが可能です。

なお、収集した個人情報の取扱いについては、十分注意してください。

- 1 特定の URL（または QR コード）を学校 HP やブログ等で周知
- 2 児童生徒（保護者）がアンケートに回答
- 3 学校側で、一覧形式（CSV ファイル）で児童生徒（保護者）の回答を確認

利用方法は、以下 URL に手順書を掲載しておりますので、ご覧ください。
また、不明点がございましたら、府立学校ネットワークサポートセンター
（0120-872-198）までお問い合わせください。

手順書ダウンロードサイト URL

<http://school.lan.pref.osaka.jp/sites/T0032/Lists/List1/DispForm.aspx?ID=37&Source=http%3A%2F%2Fschool%2Elan%2Epref%2Eosaka%2Ejp%2Fsites%2FT0032%2Fdefault%2Easpx&ContentTypeId=0x01002CE333B6689B994B902358CD5C2AF10C>

担当：教育総務企画課 スマートスクール推進グループ（内線 3405）

Q41 臨時休業中の児童生徒の学習相談等のやり取りを行いたいが、児童生徒や教員の私的なアドレスを使用せずにやり取りできる方法はあるのか。

A： 以下の 1、2 の手続きを取り、生徒にアドレス等を伝えることで、児童生徒が自宅等でも学校情報ネットワークのメールシステムを使用することができます。

- 1 各児童生徒に学校情報ネットワークのアドレスを付与（※4）する。
- 2 様式 58「学校情報ネットワーク Office365 外部（オープンネット等）利用グループ（登録・解除）の申請について」（※5）を教育振興室長に申請する。
（依頼様式の提出先 KyoshokuNWUnyo@gbox.pref.osaka.lg.jp）

手続きやメールシステムの使用の詳細は以下のページを参照してください。分からないことがある場合は、府立学校ネットワークサポートセンター（0120-872-198）までお問い合わせください。なお、操作手順書は適宜加工して児童生徒に配付又は学校 Web ページに掲載していただいてもかまいません。教員も同様の手順で活用できます。

※4 「学情 NW サイト」の「教職員用学情 Web サービス関係のリンク集」からつながるサイト

※5 全校トップページ「学情 NW サイト」の「カテゴリ：03 様式等」よりダウンロード

その他：全校トップページ「学情 NW サイト」の「カテゴリ：06 手順書」の「項目：学情メール関係」の「02 学情メール操作手順書」

担当：教育総務企画課 スマートスクール推進グループ（内線 3405）

Q42 臨時休業中の児童生徒とのやりとりに Zoom を使用しようと考えているが、以前に脆弱性がニュースになったことを懸念する教員もいる。現状、使用することに問題はいいのか。

A： 地方公共団体情報システム機構より注意喚起が来ており、全校トップページの「システム関連の連絡」に掲載しております。

<http://school.lan.pref.osaka.jp/Lists/urgent/DispForm.aspx?ID=741&Source=http://school.lan.pref.osaka.jp/default.aspx>

注意喚起を踏まえ、使用する際には、特に以下の 2 点に注意してください。

- ・ Zoom の最新版を使うこと
- ・ 複数のサービスで同一の ID 及びパスワードを使用することを避け、定期的に変更すること。

担当：教育総務企画課 スマートスクール推進グループ（内線 3405）

【健康管理】

Q43 この期間に児童生徒等の定期健康診断を実施してもよいのか。

A： 構いません。実施にあたっては、資料3「児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点」の内容に留意してください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q44 学校が設定した分散登校日において、活動中や登下校の際に児童生徒等が負傷した場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となるか。

A： 対象となります。

【根拠法令】

学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金の基準に関する規則

学校管理下の範囲（施行令第5条第2項第2号省令第26条）

【学校の教育計画】とは

教育計画は、必ずしも年間、月間、あるいは週間とあらかじめ定められたものとは限らない。必要に応じて学校が計画したものを含む。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q45 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「加入者数報告」について、例年、5月上旬に報告することとなっているが、今年度のスケジュール変更等はあるか。

A： 加入者数の報告については、令和2年4月15日付け教保第315号により、5月13日（水）締切として依頼させていただいているところですが、令和2年4月21日付けで振興センターのホームページに、令和2年度の災害共済給付契約及び名簿更新の手続については、延長が可能となる旨のお知らせが掲載されました。

延長期限等の詳細については、振興センターより正式な通知があり次第、お知らせいたします。

参考：振興センターHP

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1649/Default.aspx?ItemId=1212>

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q46 児童生徒等の結核検診（胸部エックス線検査）又は心臓検診が終了した学校において、病院要至急受診や再検査の指示があった場合、臨時休業期間中に受診するよう指示してもよいか。

A： 病院要至急受診や再検査の指示があった者については、保護者に検診結果を丁寧に説明し、病院受診前に電話連絡をしてから受診するなど指示し、受診させてください。

なお、結核検診において要精密検査となった生徒については、結核予防会にて精密検査を受けることが可能ですので、受検の際には保護者等から結核予防会へお問合せいただくよう指示してください。（結核予防会 TEL：06-6202-6666）

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q47 児童生徒等健康診断のうち、結核検診（胸部エックス線検査）及び心臓検診について、今後のスケジュールはどうなるか。

A： 4月8日以降の全ての日程について、後日調整を行いますので、学校から連絡していただく必要はありません。

現時点で実施時期等は未定ですが、今後の情勢や学校の状況をふまえながら、検診機関と調整し、改めてお知らせいたします。

なお、日程の再調整にあたり、別日実施となる可能性があることをご了承願います。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q48 児童生徒等健康診断のうち、尿検査について、今後のスケジュールはどうなるか。

A： 全校の日程について、後日調整を行いますので、学校から連絡していただく必要はありません。

現時点で実施時期等未定ですが、今後の情勢や学校の状況をふまえながら、検診機関と調整し、改めてお知らせいたします。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q49 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施体制が整わず、健康診断が実施できない場合は、学校保健安全法施行規則に定められている 6 月 30 日を超えて実施しても問題ないか。

A: 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって日程を延期する場合は、6 月 30 日を超えてもよいとされております。

(参考：令和 2 年 3 月 24 日付け教保第 2841 号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（通知）」)

医師が行う検診については、学校医・学校歯科医と事前に十分な打合せを行い、実施体制や日程等について検討していただきますようお願いします。

児童生徒等の健康診断は、教育活動全般（体育的行事等）に関わるものであることから、可能な限りすみやかに実施されることが望まれますが、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって健康診断が実施できない期間については、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めてください。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
- ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
- ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
- ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。

→ 児童生徒等の定期健康診断を実施するにあたっては、【資料 3】「児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点」を参照。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q50 新型コロナウイルス感染症の影響により、応援医師が不要になる、あるいは必要（増員を含む）になった場合、どのような対応が必要か。

A: 今、担当している配置内であれば、日程や医師の変更は可能です。その場合の連絡は不要です。追加の担当が必要となる場合には、保健体育課までご相談ください。また、不要となった場合には、予算の引き上げを行いますので、保健体育課までご連絡ください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q51 登校後、児童生徒等が体調不良（発熱や風邪症状）を訴えた場合、どうすればよいか。また、公共交通機関を利用して帰宅させてもよいか。

A： 学校に留まらせることなく帰宅させてください。帰宅させる際には以下の内容にご留意ください。

- ・ 当該児童生徒等の待機場所として、他者との接触を極力避けられる部屋を用意してください。
- ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡し迎えに来てもらうようお願いをしてください。
- ・ 保護者等の自家用車による迎えや、対応が困難な場合など、状況に応じて、当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認してください。
- ・ 帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、マスクの着用を確認するとともに、乗車中に極力声を発しないよう指導してください。

なお、帰宅させる際の判断基準は、発熱のみではありません（検温は必須ではありません）。発熱以外にも風邪症状を確認した場合は、保護者に連絡し帰宅させてください。

保護者の理解や協力が得られるよう、緊急時の学校の対応等について事前に保護者へ周知しておくことや、児童生徒等の平時の様子や基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくことが重要です。

→【資料2】「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参照

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q52 発熱や風邪症状のある児童生徒等が複数名いる場合は、帰宅させるまでの待機場所等、個々に対応すべきか。

A： 臨時休業期間中においては、一人ずつ個々に対応できる体制を整えてください。

→【資料2】「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参照

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q53 ウォータークーラーは使用してよいか。

A： 使用してよい。

使用方法については、新型コロナウイルス感染症に対する不安が強い児童生徒等もいることから、使用するにあたっては、個々で持参した容器（コップや水筒等）にうつして飲水させるなどの配慮を行うことも重要です。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q54 新型コロナウイルス感染症の状況に伴い、養護教諭のみに対して支給される衛生管理用品等はあるか。

A： 養護教諭だけに特定した衛生管理用品等の支給は、現時点ではありません。

現在、健康診断実施における衛生管理用品（フェイスシールドやアルコール手指消毒液、非接触型体温計等）の確保に向けて、予算要求や調達できる業者等を探しているところです。

平時の感染症拡大予防対策として、こまめに手洗いを行ったり、学校でのみ着用する白衣やジャージ等を活用するなど、ご対応をお願いいたします。なお、養護教諭においては施設財務課から貸与されている白衣をご活用ください。

→ 汚染された可能性のある衣服やリネン等の取扱いについては、【資料2】「体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点」を参照

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線3506）

Q55 新学期に予定していた避難訓練の実施について、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けることが困難な場合は、実施しなくてもよいか。

A： 避難訓練については、児童生徒等の命に係わる教育活動であることから、年度内には実施していただきますようお願いします。

集団での一斉実施が困難な場合は、ホームルームやオリエンテーション等の機会を捉え、図上避難訓練（図上での避難経路の確認等）などの防災教育を行う方法等も考えられます。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

【教職員の服務等】

Q56 分散登校させる際に、教職員が気を付けることはありますか。

A: 教職員等も、学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、児童生徒等と同様の感染症対策を実施する必要があります。

「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けたり、手洗い、マスク等の着用、自己の健康管理や感染症対策を一層、徹底するよう留意してください。

出勤前に自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど、適切な健康管理に努め、健康状態に不安がある場合は、学校へ連絡し無理な出勤は控えてください。

→ 健康状態を記録するためのツールとして、【資料4】「けんこうかんさつカード」等を活用してください。

集団感染が起こりうる学校で勤務していることを念頭に、日常生活においても、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるようご注意ください。

※ 支援学校で通学バスを運行している学校については、【府立支援学校にかかる QA の Q6 参照】

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q57 教職員のマスクの準備はどうするのか。

A: 現在、国から直接各学校に教職員及び児童生徒等への布製マスクの配布が行われているところです。（4月中旬に1枚、5月以降に1枚）

また、マスクを各校に一定数配付できるよう、調整しているところですが、以下の「マスクの作成方法について」も参考にし、不足する分については各自でご用意ください。

〈参考〉

●マスクの作成方法について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q58 教職員自身の感染防止（満員電車を避ける等）のため、テレワーク（在宅勤務）を実施しているが、いつまでの予定か。

A： 臨時休業期間中は、テレワーク（在宅勤務）を継続します。
学校運営等に支障のない範囲において、教職員からの書面及び口頭による申し出に基づき、校長・准校長の認める範囲で行うこととします。

担当：教職員企画課 企画グループ（内線 3443）

Q59 現在、感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いは、5月7日から10日まで認められているが、11日以降はどうなるのか。

A： 5月11日から31日までの間（登校日を含む）、本取扱いを実施します。
ただし、登校日については、校内事故防止の観点から学校敷地内での駐車は認めません。

担当：教職員企画課 財務グループ（内線 6891）

Q60 令和2年4月30日付け教職企第1047-3号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて（通知）」に記載の「発熱等の風邪症状」はどのように考えれば良いか？

A： 「発熱やのどの痛み、強いだるさ（倦怠感）等がある」、「1週間前後の期間、咳が長引いている」という症状がみられた場合です。なお、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員は職務に専念する義務（期間又は時間）を免除することとします。

担当：教職員企画課 企画グループ（内線 3443）

Q61 令和2年4月30日付け教職企第1047-3号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて（通知）」に記載の7について、保育園や幼稚園からの新型コロナウイルス感染症に対応するための自粛要請を受けて、利用を自粛して子の世話をを行う場合、職免は認められるか。

A： 認められます。ただし、申請時には、当該利用自粛要請が確認できる書類等を添付してください。

担当：教職員企画課 企画グループ（内線 3443）

Q62 この期間に児童生徒等や教職員に感染者や濃厚接触者が確認された場合、どうすればよいのか。

A： 感染者や濃厚接触者が確認された場合は速やかに、児童生徒等の場合は保健体育課まで、教職員の場合は保健体育課及び福利課まで連絡してください。

当該感染者等の状況を踏まえ、その後の登校日の実施等について、教育庁が個別に判断します。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）
福利課 健康・福祉グループ（内線 3483）

Q63 教職員の定期健康診断は予定通り実施するのか。また、実施する場合はどのようなことに留意すればよいか。

A： 在宅勤務実施期間中は、実施予定であった全ての健康診断を延期といたします。また、延期後の日程については、今後の感染状況等を踏まえ、健診機関と調整を進めてまいります。

担当：福利課 健康・福祉グループ（内線 3483）

Q64 教職員の巡回健診が終了している学校において、未受診者や要精密検査者は指定健診機関を受診することとなっているが、受診可能か。

A： 健診機関に出向いての受診は可能ですが、感染防止対策を徹底してください。なお、営業休止中の健診機関もありますので、受診を希望する場合は必ず事前にHPを確認するようお願いします。

担当：福利課 健康・福祉グループ（内線 3483）

Q65 講師等の任用に必要な雇入時健康診断や採用時健診は、受診可能か。

A： 雇入時健診等を委託しているオリエンタル労働衛生協会が、5月6日まで中止していた施設健診を、5月7日より再開しますので受診可能です。ただし、受診の際は予

約が必要となりますので、下記予約担当で受診日の予約を行ってください。

なお、受診にあたっては、健診当日に自宅で検温の実施、マスクの着用、来院時の手指消毒、会場では過密を避けるなど、ご協力をお願いします。また、体調不良（37.5度以上の発熱、咳、のどの痛み、倦怠感等）突発的な嗅覚・味覚障害が出ている方等は、受診いただけません。詳細は、一般社団法人オリエンタル労働衛生協会大阪支部（予約担当：TEL06-6266-6440、URL<http://www.oriental-gr.com/oro/oriental.htm>）でご確認ください。

担当：福利課 健康・福祉グループ（内線 3483）
教職員人事課 府立学校人事グループ（内線 3444）

Q66 特別非常勤講師（支援学校は除く）を休業期間中に勤務させることは可能か。

A： 令和2年4月10日付け教高第1186号をご覧ください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

Q67 特別非常勤講師（支援学校は除く）について、休業期間中に予定していた授業を長期休業期間中（夏休み、冬休み）に振り替えて実施してもよいか。

A： これまでどおり、長期休業期間中でも授業であれば、活用は可能です。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

Q68 現在予定されている教員研修について、開催の可否や参加についてはどうなるのか。

A：教育センター、府教育庁の研修については別途担当部署より連絡します。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

【その他】

Q69 児童生徒等への送付物が増えているが、役務費の追加はあるか。

A: 児童生徒等への教材や課題等の配付は、郵送ではなく登校日をお願いします。なお、どうしても郵送の手段とする場合は、できるだけ集約して回数を減らすなどしていただき、現在配当されている役務費から執行してください。不足が生じ、急を要する場合は、施設財務課へご相談ください。

担当：施設財務課 学校支援・助成グループ（内線 6917・3921）

Q70 学校納付金の納付期限について延長するのか。

A: 令和2年4月8日付け教施財第1263号を参考に、ご対応ください。
なお、4月9日に生徒・保護者あての「学校納付金の納入期限日について（お知らせ）」を作成し、学校からお送りいただくよう依頼しております。

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 6913・6914）

Q71 諸費納入がままならない状況がある。分割納入などは可能か。また家庭への経済政策を国へ要望できないか。

A: 学校諸費の納入につきましては、お示しの分割納入など、実情に合った納入方法を、ご連絡いただいた学校に対し助言いたします。
また、奨学のための給付金につきましても、国の動向を注視しながら、必要に応じて国への要望を行います。

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 6913・6914・6915）

Q72 奨学のための給付金のスケジュールはどうなるのか。

A: 申請書類は例年どおり7月頃に受付を行う予定です。詳細については、「就学支援金等事務説明会」（6月開催予定）で説明予定です。

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 6913・6914）

Q73 就学支援金のスケジュールはどうなるのか。

A： 現時点では、受付日は5月27・28・29日と考えているところですが、今後の状況を踏まえ、改めてご連絡いたします。

なお、同受付日にかかわらず提出が可能である場合は、事前に当課へご連絡のうえご提出いただいで結構です。

担当：施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 6913・6914）

Q74 企業開拓のために、教員による企業訪問を行ってもよいか。

A： この期間中は「緊急事態宣言」が発令されていることを踏まえ、可能な限り、電話等で代替することを検討するようお願いします。なお、企業側と十分な協議により実施する場合においても、マスクを着用するなど感染予防に努めてください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q75 他府県の高校から1学年への転学の相談があった。当該生徒は新入生であり在籍校での学習状況を示す資料が提出されないため、この期間中に学校で学力把握を行ってもよいか。

A： 5月1日以降の転入学について、在籍校から学習状況に関する資料が提出できないとの申し出があった場合は、高等学校課学事グループまで相談してください。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）

Q76 PTA 総会を開催してよいか。

A： 学校が臨時休業中であることや外出が自粛されていることから、開催するか否かについては会員の理解を十分に得た上で決定してください。

開催する場合には会員の委任状を取るなどして参集する人数を可能な限り減らし、必要最小限の規模で開催するなど、開催方法についてPTA会長とご相談ください。

なお委任状については、メーリングリストを活用した一斉配信と返信によって受け付けたり、学校HPに様式を提示して、様式の内容を反映した文面のメールやFAXで受け付けたりするなど、すべての会員が対応できるよう、各校の環境に応じた柔軟

な対応をお願いします。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q77 PTA 会計の予算及び決算については、PTA 総会において承認を得ることとしているが、総会を開催せずに予算及び決算の承認を得ることは可能か。

A： 可能です。

例えば、予算書及び会計監査済みの決算書を郵送等で会員に送付し、内容を確認のうえ「同意する」あるいは「同意しない」ことがわかる文書を回収してください。このうち PTA 規約で定めた会員数の「同意」があれば承認を得たと判断することは可能です。

ただし、PTA 総会を開催せずに承認を得ることについては、PTA 会長とご相談したうえで判断してください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）
施設財務課 歳入・会計指導グループ（内線 3920・6915）

Q78 PTA 実行委員会を実施してよいか。

A： 学校が臨時休業中であることや外出が自粛されていることから、開催するか否かについては実行委員の理解を十分に得た上で決定してください。

開催に際し、実行委員から委任状を提出いただき必要最小限の人数に限って開催することや、参集せずに議事等をメールで送付するなどに対応できるか、PTA 会長と相談したうえで開催の可否を決定してください。

実施する場合は、参加者に十分な理解を得たうえで、参加者間のスペースを十分確保するなど、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避け、規模を縮小して開催してください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q79 学校運営協議会を今年度中に3回しなければならないのか。

A： 第1回会議を実施期間の範囲でできるだけ遅く設定するなど、年間3回の会議計画をご検討ください。

なお、第1回及び第2回会議の実施等については令和2年4月28日付け教高第1297号の通知のとおりです。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q80 この3月に卒業し、学校斡旋で就職した生徒から内定取消しや雇用開始日が延期されたとの連絡が学校にあった。生徒は卒業しているが教育庁への報告は必要か。

A：これまでと同様に、卒業生（卒業後、1年程度）であっても、内定取消しや雇用開始日の延期といった内定後の公正採用に関わる事象について学校が把握した場合は、学校は企業に事実確認を行ったうえで、高等学校課又は支援教育課に報告を行う必要があります。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q81 教育実習等の実施にあたり、学生や大学等からも問合せがあるが、どのように対応するべきか。

A：教育実習は教員免許状取得の要件となっており、可能な限り受け入れていただくようお願いいたします。

ただし、今年度については5月31日までは臨時休業であることと、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担増が想定されることから、実施時期を秋以降とすることも検討してください。

なお、当初予定されていた実習期間での実施が困難な場合は、弾力的な運用を大学等と相談してください。

- 例：・実習時間（日数）を必要最低限に減らす
・卒業年次の学生等教育実習等を次年度に実施することができない事情がある学生を優先するなどして人数を絞る

また、実習にあたって、学生に発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養するよう指導してください。その場合の実習期間については、大学等と相談してください。

支援学校における介護等体験の実施についても同様の扱いとしてください。

【参考】令和2年4月3日付け2教教人第1号「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（4月8日送付時に添付の別紙4）

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q82 今年度の評価・育成システムはどうなるのか。

A： 評価・育成システムについては、手引き（P 4）に示したスケジュールを参考にしつつ、校内での自己申告票の提出期限や、目標設定面談については、学校の実情にあわせ、柔軟にご対応ください。

なお、今後の状況変化等により、システム運営上の変更等がある場合は、改めてお知らせいたします。

担当：教職員企画課 企画グループ（内線 4740）

【府立支援学校にかかるQA】

Q1 入学式は中止できるのか。

A： 入学式については、緊急事態宣言下での臨時休業中に実施することはできません。
現時点においては、延期することとしてください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q2 5月11日～5月31日の臨時休業期間中の登校日（以下、「登校日」という。）の
設定の考え方は？

A： 学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて視覚支援学校・聴覚支援学校・職業学科を設置する高等支援学校5校・病弱支援学校においては、5月18日（月）～31日（日）までの間、児童生徒等一人あたり週に1回の登校日から段階的に開始し、以下の様に時差登校や分散登校を実施してください。

また、教職員等の健康状態等についても十分確認してください。

なお、知的障がい・肢体不自由支援学校については、個々の児童生徒等の障がいの状況等をふまえ、登校日は設定しません。

- ① 通学バス運行のない支援学校（病弱支援学校を除く）
 - ・公共交通機関のラッシュ時を避けた時間帯となるよう、原則時差登校にすること。
 - ・各校の実情（児童生徒数等）に応じて学部別や学年別に午前又は午後の登校日とするなど、分散登校について検討すること。
 - ② 通学バス運行のある支援学校
 - ア 通学バスを利用して通学する児童生徒等
 - ・学部別や学年別に登校させる等の措置を取ること。
 - イ 自主通学をする児童生徒等
 - ・公共交通機関のラッシュ時を回避する為、時差登校についても検討すること。
- （参考例）
- | | |
|--------------------|---------|
| 通学バスを利用して通学する児童生徒等 | 9時登校 |
| 自主通学をする児童生徒等 | 9時20分登校 |
- ③ 病弱支援学校における訪問教育
 - ・病院との連携をより強化し、主治医等の指示に基づき、保護者と相談して、対応すること。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q3 知的支援学校・肢体不自由校ではなぜ登校日を設定できないのか？

A： 重症化リスクが高い基礎疾病を有する児童生徒や、感染症予防対策（マスク着用、手洗いの徹底、接触軽減が必要等）が困難な児童生徒が多数在籍すること、指導の際に教員等との接触が避けられない場面が想定されること等から、緊急事態宣言下の現時点では登校日設定を行わないこととしています。

臨時休業期間中については、学校再開に向けた段階的な措置としてまずは個人面談を実施することにより、児童生徒の健康観察や学習課題の提供等を個別に行うとともに、今後の学校再開に向けての指導・支援について説明してください。（支援学校版 Q24 の<学校再開に向けての指導・支援>参照）

今後の措置については、府内の感染状況等をふまえ、おってお知らせします。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q4 登校日における活動については、どのようなものが考えられるか。

A： 以下の事項等が考えられる。

- ① 学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて、家庭等（放課後等デイサービス含む）等で行える課題を計画的に提供することが重要であることから、登校日には、家庭等で自主学習ができるような課題を配付し、それについての補足説明を行う。
- ② 自宅でできる家庭学習教材等の紹介や取組み方法に関する説明を行う。

<参考>

- 小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育庁 小中学校課）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>

- 臨時休業期間における高校生に向けた家庭学習教材等について（高等学校課）

http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/koukou_kateigakusyuu/index.html

- 子供の学び応援サイト（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

- ③ 心身の健康観察を行う。

※府立学校版「分散登校日」の実施QA Q23も参照すること

- ④ マスクやフェイスシールドの作成を行う。

<参考>

- マスクの作成方法について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

●フェイスシールドの作成方法について

<https://event-checker.info/face-shield/>

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q5 給食は実施できるのか。

A： 登校日を設定する場合は、児童生徒等の滞在時間は1日2時間程度までとしているため、現時点では給食の実施はありません。
(時差登校で午後からの登校を予定する場合においても、昼食時間帯に係らない時間帯で設定してください。)

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）
保健体育課 保健・給食グループ（内線 3471）

Q6 通学バスは運行できるのか。

A： 以下の事項に留意し、登校日は通学バスを運行します。

【保護者への協力依頼について】

- ① 毎朝の児童生徒等の検温を必ず行い、連絡帳や健康観察カードへの記入を徹底するよう保護者に依頼すること。
- ② 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅等で休養し、通学バスに乗車することのないよう、保護者への依頼を徹底すること。

【運行に際しての工夫・配慮等】

- ③ 通学バスの乗車児童生徒等数が、座席数（車いすスペース含む）の50%以下になるよう、登校する学部・学年・クラスなどの組合せを検討すること。
- ④ 児童生徒等の座席については、隣合せで座らないなど、可能な限り離すことができるよう配席を工夫すること。

【通学バス会社への要請事項について】

- ⑤ 通学バス運行委託事業者には別途、府教育庁から、感染予防に係る取組みについて以下のような通知をしている。
 - ア 乗務員は、毎朝、必ず検温を行い、発熱等の風邪の症状がみられるときは、通学バスに乗車しないこと。
 - イ 「車内室温に留意しつつ、15分毎に1分程度の車内の換気を行うこと」との医師の見解を受け、換気方法を以下に例示するが、障がい種や児童生徒等の状況をふまえ、学校と検討のうえ換気を実施すること。

- ・空調は「外気導入」の設定で換気を行いながら運行する。
 - ・常時、運転席の窓を開けて運行する。
 - ・児童生徒等が乗車する始発バス停までの間、可能な限り全ての窓を開け運行する。
 - ・約 15 分に 1 回停車し、ドアや運転席の窓を開けて、1 分程度の換気を行う。
(バス停でのドアの開閉を含む)。
- ウ 乗務員は感染予防対策(手洗いの励行、マスクの着用、車内に消毒液を備え、こまめに手指の消毒を行う等)を行う。
- エ 児童生徒等に、できるだけ会話を控えるよう指導する。
- オ ドアノブや座席、窓(内側)など、1日の運行終了後には、必ず車内の消毒をする。
- カ 運転席に直近の座席を可能な限り使用しない。

担当：支援教育課 生徒支援グループ(内線 4732)

Q7 登校日実施にあたり、保護者に対して依頼すべきことは何か。

A：特に以下の事項について依頼することが考えられます。

- ① 登校前には、必ず検温を行い、連絡帳や健康観察カードへの記入を徹底すること。
- ② 自宅から下校までの間のマスク着用を徹底すること。
- ③ 自宅においても、感染拡大防止対策として、手洗い、うがい、咳エチケット等を徹底すること。
- ④ 通学経路や通学バス停までの送迎など、児童生徒等の登下校時の安全を確保すること。

この他、保護者への緊急時の連絡先についても、改めて確認してください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ(内線 4736)

Q8 登校日設定であれば通学バスは運行している。座席に余裕がある場合、居場所づくりのための児童生徒等を乗せてもよいか。

A：現時点では、通学バスの座席数への配慮を最大限考慮し、感染防止の観点から、通学バスの乗車はできません。

担当：支援教育課 学事・教務グループ(内線 4736)

Q9 医療的ケアが必要な児童生徒等の登校や来校はどのように判断するのか。

A: 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域(特に校区内)の感染状況を踏まえ、校内の感染症罹患状況(風邪様症状を含む)を学校医に情報提供して、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をしてください。

医師の意見を踏まえ、4月24日付け通知「登校再開に向けた医療的ケア実施における留意事項について」を参照のうえ、ご対応願います。

担当: 支援教育課 生徒支援グループ(内線 4732)

Q10 教職員のマスク着用は必須なのか。そもそもマスクが不足している。また、聴覚支援学校では教員の口元の動きを児童生徒等に見せることが必要。

A: 感染予防の観点から、必ずマスク着用をお願いします。

ただし、教員がマスクで顔を覆うことで不安になる児童生徒等や、聴覚障がいの児童生徒等への指導において口元を示す必要がある場合等、必要に応じてマスクをずらす、フェイスシールドをつける等、個々の障がいの状況に応じた対応をお願いします。

その際、可能な限り一定の距離(2m以上)を保つ・大声を出さないなどの、感染予防の観点をふまえてご対応ください。

また、マスク等の入手は困難な状況です。校内において、マスク等が不足している場合は、以下のホームページを参考にしてマスク等を作成する等、ご協力をお願いいたします。

<参考>

●マスクの作成方法について

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

●フェイスシールドの作成方法について

<https://event-checker.info/face-shield/>

※府立学校版「分散登校日」の実施QA Q57も参照すること

担当: 支援教育課 学事・教務グループ(内線 4736)

Q11 寄宿舍は開舎できるか。

A: 臨時休業中であるため、現時点では寄宿舍は開舎できません。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q12 夏季休業開始前（7月20日まで）に予定している教育活動については、実施してもよいか。

A：現時点では次のようにご対応をお願いします。

- ・校外学習（遠足）・・・延期または中止
- ・宿泊学習・・・延期または中止
- ・修学旅行・・・延期
- ・運動会・・・延期または中止、または内容を見直して「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けたうえで、別の形で体育（運動）に関する参観を実施する等
- ・職場実習等・・・原則延期（実習先と相談のこと）

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q13 聴覚支援学校における通級指導は実施してよいか。

A：市町村立小中学校の状況を鑑み、現時点では6月以降実施で調整してください。

※6月以降の扱いについては、改めてお知らせします。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q14 児童生徒等のケアの観点から、登校開始後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がよいことはあるか。

A：登校再開後、ストレスや不安から体調不良や腹痛・頭痛などの症状が現れたり、環境の変化等により登校することが困難になる等も想定されます。そのため、今のうちから、児童生徒等への対応方法を校内で確認しておく等が考えられます。詳細については4月8日送付時に添付の別紙5及び別紙6を参照してください。

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q15 医療的ケアが必要な児童生徒等について、登校再開に向け、取り組んでおいた方がよいことはあるか。

A： 医師の意見を踏まえ、4月24日付け通知「登校再開に向けた医療的ケア実施における留意事項について」を参照するとともに、痰吸引等ではエアロゾルが発生することから、臨時休業期間中にゴーグルやフェイスシールドを準備する等ご対応願います。

現在医療現場においてもフェイスシールドは入手困難になっています。

以下を参考に作成してください。

●フェイスシールドの作成方法について

<https://event-checker.info/face-shield/>

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q16 臨時休業期間中に家庭訪問を実施してよいか。

A： 保護者・本人の意向を聞き取り、感染防止策を講じたうえで、登校日や個人面談の代替えとして家庭訪問を実施することは可能です。

なお、個人面談や家庭訪問を実施できない場合は、電話連絡等により児童生徒等の心身の健康状態等を把握する、学校ホームページや郵送等により教材を提供するなどの配慮をお願いします。

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q17 新小1、新中1、新高1の最初の登校日は、保護者等が付き添ってよいか。

A： 児童生徒の状況に応じて、初回の登校時は、保護者等の付添いを可能とします。

保護者等の付添いにあたっては、必要最低限の人数に限定する、教室内等の保護者等の見守り方を工夫するなど、感染予防対策を講じてください。

2回目以降も児童生徒の状況によっては、感染予防対策を講じたうえで、保護者等が付添うことは可能です。

なお、保護者は通学バスに乗車することはできません。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q18 臨時休業期間中、新入生保護者等へ説明会の機会を設けてよいか。

A： 現時点においては、緊急事態宣言下にある為、保護者を集めて行う説明会を設けることは不可です。

ただし、来校された保護者に対し、児童生徒の滞在時間（2時間程度）内で、必要事項の確認程度なら可能です。要点をまとめた資料を用意し、内容を精選して説明する等、工夫してください。

また、登校できなかった当該新入生やその保護者に対しては、不利益のないよう、同様の情報提供をいただくよう配慮願います。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q19 訪問籍の児童生徒の登校日の考え方は？家庭訪問は可能なのか？

A： 通学籍の児童生徒の登校設定の基準に準じて実施してください。

ただし、保護者・主治医の了承を必ず得るとともに、児童生徒にとって負担のない範囲で訪問時間を設定するようにしてください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q20 病院から「分教室の教職員は当面の間出勤させないで欲しい」との申し入れがあったが、どうすればよいか？

A： 病院側からの申し入れを尊重してください。

ただし、引き続き教材の提供等は実施してください。

なお、勤務公署につきましては、個別に担当グループへご相談ください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q21 家庭訪問や個人面談等において、児童生徒のマスク着用が難しい場合はどうすればよいか？

A： 原則マスク着用を本人・保護者をお願いしてください。

難しい場合においては、十分な距離（2m以上）をとる、対面しない、フェイスシールドを使用するなど、感染症予防への配慮を検討のうえ、本人・保護者から希望があれば実施してください。

<参考>

- フェイスシールドの作成方法について
<https://event-checker.info/face-shield/>

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q22 気温の変化に伴い、冷房（暖房）が必要になった場合、換気をどのようにすればよいか。

A： 冷房（暖房）していても定期的に換気を行うことが重要です。

換気はこまめに行うようにしてください。

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q23 臨時休業期間中、個人面談は何回実施すればよいか。
また、来校手段はどのように考えればよいか。

A： 5月13日～5月31日の間に1回以上は実施してください。

ただし、児童生徒の健康観察や学習保障の為の教材送付等については、引続き週1回を目安に実施してください。

また、普段、自家用車での来校を禁止している学校については、自家用車での来校も可能としてください。

なお、自家用車での来校が難しい保護者等も想定できることから、公共交通機関のラッシュ時を避ける時間帯を設定するようにしてください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q24 個人面談はどのような内容としたらよいのか。

A： 臨時休業期間中の児童生徒の様子を本人や保護者から丁寧に聞きとり、児童生徒の心身の状況を確認してください。

また、学校再開に向けての指導・支援について相談してください。

<内容の例>

- ・児童生徒の心身の健康観察を行う
- ・臨時休業期間中の生活習慣や学習習慣等の把握を行う
- ・個別の指導計画等に関する事項についての共通認識を図る
- ・新入生に関しては、入学前の様子や苦手・不安に思っていることなどについて丁寧に聞きとる
- ・個別課題の提供説明

<学校再開に向けての指導・支援>

- ・学校再開をしても、当面はマスク着用が必要となります。マスクの着用が難しい場合でも、慣れていただくように、例えば、少しずつマスク着用の練習をする、代用品を検討するなど、ご家庭での協力を求めてください。
- ・当面は感染症予防対策として、教員もマスク、ゴーグル、フェイスシールド、手袋等を着用する場面もあります。子どもたちにとっては慣れない環境となりますが、ご理解いただけるよう説明してください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q25 個人面談については、保護者のみの実施としてもよいのか。

A： 児童生徒の健康観察や学校再開に向けての準備も兼ねていることから、児童生徒及び保護者に来校していただき個人面談する必要があります。

しかし、感染症予防の観点から、保護者のみの面談を希望された場合は、保護者のみで実施いただいても結構です。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q26 自主通学をしている生徒について、個人面談で来校を求める際には保護者の付添は必須か。また、生徒のみで個人面談可能な場合、通学バスの運行は可能か。

A： Q24 で示した趣旨から、必ず保護者等も同席のうえ、5月13日～5月31日の間に1回以上は個人面談を実施してください。

なお、個人懇談の為に通学バスを運行することはできません。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q27 なぜ府立支援学校の登校日は、府立高校とは違い、5月18日～5月31日の間なのか？

A： 文部科学省や府専門家の感染予防対策等に関する意見を踏まえ、府立支援学校においては、「障がい種別に応じた登校日の設定」を行いました。

肢体不自由支援学校や知的支援学校（職業学科を置く高等支援学校5校を除く）には、重症化リスクが高い基礎疾患を有する児童生徒等や感染予防の徹底（マスクの着用、手洗いの徹底、接触軽減など）が困難な児童生徒等が多く在籍していること、指導の際に接触が避けられない場面が想定できること等により、登校日は設定せず、個人面談を行うこととしました。

しかしながら、視覚支援学校・聴覚支援学校・職業学科を置く高等支援学校・病弱支援学校についても、重症化リスクが高い基礎疾患を有する児童生徒等や感染予防の徹底（マスクの着用、手洗いの徹底、接触軽減など）が困難な児童生徒等が一部在籍しております。5月11日～15日までの間に、個々の児童生徒等の障がいの状況等を踏まえ、対応策を検討するようお願いします。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q28 登校日を設定する支援学校の居場所はどのようにすればよいか。

A： 引き続き、居場所も提供してください。

担当：支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q29 今後、消毒する機会が増え、消毒液が不足すると思うが、何か手立てはあるか。

A： 感染防止の観点から手指の消毒に加え、施設設備の消毒が必要なため、各学校においては消毒液を大量に消費します。府教育庁においても、国の施策の活用により、消毒液の調達を進めており、現時点では5月中旬以降配送見込みと聞いております。

しかしながら、現在エタノールは不足しており、配送が遅れることも考えられます。大阪府としても引き続きエタノールの調達に努めてまいりますので、ご理解願います。

なお、手指消毒用エタノールの調達が困難な状況に鑑み、厚生労働省から「手指消毒用エタノールの代替品として高濃度エタノール製品を用いることは差し支えない。」旨、が示されています（下のアドレス参照）。

但し、高濃度エタノール製品の使用にあたっては、適切な希釈や引火の危険等、取扱いに留意が必要なため、学校薬剤師等に相談してください。

<参考>

- 高濃度エタノール製品の使用について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000624086.pdf>

- 消毒用アルコールの基本情報について

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200219/k10012291961000.html>

担当：支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）